

## 中国運輸局からの行政処分について

弊社は平成 24 年 8 月 26 日に三刀屋町内にて引き起こした車両火災事故に関して平成 24 年 10 月 29 日に島根運輸支局による監査を受けました。

監査の結果、道路運送法等の関係法令違反により、下記の通り事業用自動車の使用停止処分を受けました。

1. 行政処分年月日：平成 25 年 6 月 17 日
2. 行政処分の内容：事業用自動車（貸切バスの使用禁止）15 日車  
停止期間 平成 25 年 6 月 20 日から 7 月 4 日まで

弊社はこのたびの処分を厳粛に受け止め、二度とこのような重大事故を引き起こさないよう法令の遵守、安全管理の徹底に努めてまいります。